

本学学業継続特別支援<2次募集>及び他の本学授業料減免制度一覧
【概要】

名称	減免額	採用人数	出願できる者	備考
SR1 学業継続 特別支援授業料 減免制度(※1)	年間授業料から 20万円を減免 (後期分授業料より減免)	250名 程度	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、家計が急変した世帯で、経済的に修学が困難な状況にある学生 対象:【日本人等学生及び私費外国人留学生等】 学部・大学院(在学延長者、国費留学生、私費留学生新入生除く)	1次募集の適用者については、2次募集との重複適用はできません。

(参考)【本学授業料減免制度】=納付金額より減免(後期分授業料より減免)

G1 緊急支援制度(※1)	年間授業料の半額 (593,500円)減免	20名を限度	・主たる家計支持者の死亡や後遺障がいによる失職等 ・主たる家計支持者の家屋等が甚大な被害を受けた場合 いずれの場合もJASSO等の奨学金を貸与中もしくは申請中であること (新入生は後期より申請可能、在学延長者、国費留学生および激甚災害は除く)	随時対応、在学中1回のみ *後期申請者は半期授業料の半額(296,750円)減免
G2 激甚災害 特別支援制度	学費の 半額～全額	適宜	激甚災害により ・主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合 ・主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	
G3 経済的支援 授業料減免制度(※1) ⇒6月申請で既に終了	年間授業料の20% (237,400円)減免	約140名	・前年度緊急支援制度適用者で家計収入の回復が見込めない場合 ・JASSO等の奨学金を貸与中であり、かつ経済的に修学困難な場合 いずれの場合も世帯収入等による審査あり (在学延長者、国費留学生、他の本学減免制度適用者は除く)	
G4 兄弟姉妹 授業料減免制度(※1) ⇒6月申請で既に終了	それぞれ年間授業料の20% (237,400円)減免	約50名	本学の正規課程に同時に兄弟姉妹が在籍する場合 (一方が休学・留年した場合および在学延長者は除く)	
G5 博士前期課程 授業料減免制度 ⇒6月申請で既に終了	年間授業料の20% (237,400円)減免	約50名	・JASSO奨学金予約採用者 ・大学院進学後前期中にJASSO奨学金の貸与を受けることとなった者 いずれの場合も世帯収入等による審査あり(休学・留年した場合は除く)	2年間(条件を満たした場合)
G6 私費外国人留学生 授業料減免制度(※2) ⇒6月申請で既に終了	年間授業料の20%を上限と して減免	定員なし (予算上限あり)	仕送り119,999円以下で、かつ家賃61,999円以下(八王子キャンパス)/71,999円以下(上野毛キャンパス)(賃貸契約書で確認)の者 2年次以上については、前年度学内成績の平均が2.3以上の者 (家賃負担がない者および休学・留年した場合は除く)	

※1 国の高等教育修学支援新制度の適用者を除きます(重複適用はできません)

※2 国際交流センターにて出願受付